

プロジェクト リース

項目 第 520 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 520 回企業会計基準委員会（2024 年 2 月 20 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

短期リース（定義）

2. 事務局提案に同意する。財務諸表利用者の立場からは、案 2 より案 1 の方が会計方針の選択がないことから、比較可能性が高まると考える。また、国際的な会計基準や本会計基準案等の他の部分との整合性の観点からも案 1 が妥当と考える。
3. 事務局提案に同意する。購入オプションの行使可能性も織り込む米国会計基準と同様の定めの方が理屈は通っているとも考えられるが、短期リースの適用を複雑化させないことを考えると案 1 が妥当と考える。
4. 購入オプションを含む短期リースが多くない場合は、公開草案から変更しないことも考えられる。

少額リースに関する簡便的な取扱い

（300 万円基準の適用単位及び 300 万円基準の判定におけるリース期間）

5. 事務局提案に同意する。契約の分割や契約期間の短縮に対する懸念も理解できるが、少額リースについて意図的に操作を行うことの事務コストがかかることから企業が取り組むインセンティブは小さいと考える。
6. 企業の事業内容に照らして重要性があるリースには 300 万円基準が適用されないため、事務局提案でも重要なリースは計上されると考えられる。企業の事業内容に照らして重要性があるリースには適用できず、金額的重要性と質的重要性の両方で検討する必要がある点を結論の背景に追記した方が良いと考える。

（本適用指針案第 20 項及び関連する結論の背景の文案の見直し）

7. 事務局提案に同意する。金額に関する記載を本文から結論の背景に移すことによって、金額的重要性と質的重要性の両方で判断することが強調されると考える。

セール・アンド・リースバック取引（基本となる会計処理・開示）

- IFRS 第 16 号の考え方による場合のデメリットは事務局分析のとおりであり、個別財務諸表で IFRS の選択適用を認めていない他のケースとも整合を図る必要があるため、事務局提案に同意する。IFRS 第 16 号の考え方による場合のデメリットを結論の背景に追記すべきと考える。

質問 1：開発にあたっての基本的な方針（借手の会計処理）**（コメント 1-17）**

- リース会計専門委員会では事務局案に対して異論が聞かれていることも踏まえて、「金融要素が重要である場合」は削除して、単に「金融要素を考慮して」と修文する方が良いと考える。
- リース会計専門委員会で聞かれている「リースには金利の要素が含まれており、金利を適切に会計処理するために単一の会計処理モデルを採用する」というシンプルな表現にすることが良いと考える。

質問 8：リース開始日の使用权資産及びリース負債の計上額**（コメント 8-4）**

- 事務局提案は無条件にすべてのリース負債が振当処理の対象と読める可能性があり、「対象となり得る」のような表現でヘッジ会計の要件を満たしたリース負債のみが対象となる点を明確にした方が良いと考える。

質問 14：リースの契約条件の変更及びリースの契約条件の変更を伴わないリース負債の見直し**（コメント 14-6）**

- 具体的な割引率を明示しない事務局提案に同意するが、資産除去債務の見積りの変更時の会計処理を議論の経緯として記載することは有用であると考ええる。

質問 16 : セール・アンド・リースバック取引に関する質問**(コメント 16-14)**

13. 丁寧な説明で納得感があるため、事務局のコメント対応案に同意する。

質問 26 : 賃貸等不動産時価開示会計基準改正案等に関する質問**(コメント 26-2)**

14. 時価が開示されない範囲について、サブリースに該当する賃貸等不動産に限定される点が明確化されているため、事務局のコメント対応案に同意する。

以 上